

## 1. 道路運送法改正の概要

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

### これまで

#### 【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

#### 旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

#### 施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

#### カルテルとは

→複数の企業が連絡を取り合い、本来、各企業がそれぞれ決めるべき商品の価格や生産数量などを共同で取り決める行為

## 令和5年10月1日以降

#### 【公聴会の開催等<sup>※</sup>により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

#### 新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

#### 【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

#### 新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

## 【法改正に対する国の指針】

### ○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。  
地域公共交通会議の要綱に
  - ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
  - ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。  
※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。  
※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

会議設置要綱を改正

### ○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

（例） ※（）内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
  - ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
  - ③自治会への説明会（住民、利用者）
  - ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）
- ①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

#### 【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

### ○その他

・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。

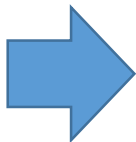
※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

## 2. 運賃協議会について

- ・事業者が複数集まる場での協議はカルテルにあたる危険があるため、今後、地域公共交通会議（本会議）では運賃協議は行わない。
- ・新たに運賃協議会を設置し、地域公共交通会議とは別途で協議を行う。  
位置付け：地域公共交通会議の分科会として開催  
構 成 員：地域公共交通会議委員の以下8名で構成  
          運賃設定を行う交通事業者、関東運輸局埼玉運輸支局長から推薦のあった者  
          市民又は利用者団体から推薦のあった者（5名）、草加市副市長  
議 決：出席委員の3分の2以上の同意で決する
- ・運賃協議会前には、協議内容に対する意見募集を実施する。  
方 法：ホームページに意見募集のページを掲載  
期 間：約2週間  
対 象：住民、交通機関の利用者、利害関係者（他交通事業者）の3者

これまで

- ① 運賃変更事由発生
- ② 草加市地域公共交通会議で協議
- ③ 協議が調った証明書を作成
- ④ 事業者が国に認可申請  
→許可、改定実施



法改正後（R5.10.1～）

- ① 運賃変更事由発生
- ② **運賃改定に対する意見を募集（ホームページ）**
- ③ **②で得られた意見を参考に、運賃協議会で協議**
- ④ 協議が調った証明書を作成
- ⑤ 事業者が国に認可申請→許可、改定実施